

令和5年度

陸前高田市健全化判断比率

陸前高田市資金不足比率

審 査 意 見 書

陸前高田市監査委員



陸 高 監 第 2 8 号

令 和 6 年 8 月 2 6 日

陸前高田市長 佐々木 拓 様

陸前高田市監査委員 宗 宮 安 宏

同 木 村 聡

令和5年度陸前高田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された令和3年度陸前高田市健全化に係る判断比率及び算定書類並びに同法第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度陸前高田市資金不足に係る比率及び算定書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

令和5年度陸前高田市健全化判断比率審査意見書	1
令和5年度陸前高田市水道事業会計資金不足比率審査意見書	2
令和5年度陸前高田市下水道事業会計資金不足比率審査意見書	3

令和５年度陸前高田市健全化判断比率審査意見書

第１ 審査の対象

令和５年度陸前高田市健全化判断比率における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２ 審査の期間

令和６年７月２６日から令和６年８月２６日まで

第３ 審査の方法

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。また、必要に応じて関係職員から説明を聴取しながら審査した。

第４ 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも計数が正確に計上され適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和５年度（％）	早期健全化基準（％）
ア 実質赤字比率	－	14.07
イ 連結実質赤字比率	－	19.07
ウ 実質公債費比率	13.0	25.0
エ 将来負担比率	－	350.0

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和５年度の実質赤字比率は一般会計で実質黒字を生じていることから、数値は算出されないものである。

イ 連結実質赤字比率について

令和５年度の連結実質赤字比率は一般会計及び公営企業会計で実質黒字を生じていることから、数値は算出されないものである。

ウ 実質公債費比率について

令和５年度の実質公債費比率は13.0％となっており、早期健全化基準の25.0％と比較すると、これを下回っている。

エ 将来負担比率について

令和５年度の将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回っていることから、数値は算出されないものである。

令和５年度陸前高田市水道事業会計資金不足比率審査意見書

第１ 審査の対象

令和５年度陸前高田市水道事業会計における資金不足比率及び当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２ 審査の期間

令和６年７月２６日から令和６年８月２６日まで

第３ 審査の方法

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。また、必要に応じて関係職員から説明を聴取しながら審査した。

第４ 審査の結果

総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも計数が正確に計上され適正に作成されているものと認められる。また、令和５年度の資金不足比率は、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足を生じていないことから、数値は算出されないものである。

記

比率名	令和５年度（％）	経営健全化基準（％）
資金不足比率	—	20.0

令和5年度陸前高田市下水道事業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度陸前高田市下水道事業会計における資金不足比率及び当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月26日から令和6年8月26日まで

第3 審査の方法

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。また、必要に応じて関係職員から説明を聴取しながら審査した。

第4 審査の結果

総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも計数が正確に計上され適正に作成されているものと認められる。また、令和5年度の資金不足比率は、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足を生じていないことから、数値は算出されないものである。

記

比率名	令和5年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.0